

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

基本情報	
地方公共団体名	北海道ニセコ町
事業計画名	豪雪寒冷地域での脱炭素モデル普及促進による重点対策加速化事業
事業計画の期間	令和6年度～令和11年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

**ニセコ町について**

本町はニセコアンヌプリ、昆布岳、そして蝦夷富士と呼ばれる羊蹄山に三方を囲まれ、波状傾斜の多い丘陵盆地を形成している。その中央を清流日本一の尻別川が東西に流れている。

スキーリゾートエリアでは、豊富な降雪とパウダースノーが海外のメディアに取り上げられるなど、世界的な評価を受け多くの観光客を魅了している。

面積は197.1km<sup>2</sup>で、東西に20km、南北に19kmに広がる。

人口は5,100人で、年少人口・生産年齢人口が主に教育移住によって維持されており、農村では特殊なケースであるが、全体では微増傾向を示している。外国人定住者も約10%と多い。そのため、住宅不足が深刻化しており、新築の需要が旺盛にある。

町内の主要な産業は、伝統的な基幹産業である農業、およびスキーリゾートエリアを中心とした観光業と建設業で、とりわけ農業・建設業において付加価値が創造され、分配が行われている。また、年間宿泊客数が延べ60万泊（コロナ禍前）あり、宿泊施設におけるエネルギー消費量が人口規模に比して大きい。

本町は、農地法や自然公園法などの法律に基づく規制のほか、準都市計画区域の全域を景観地区に指定し、自然環境や農村景観の保全に努めている。また、メガソーラーや地熱発電等の一定規模の開発を行う場合に、「再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例」を独自に設け、秩序ある開発への誘導を進めている。

本町の気温は一年を通じて冷涼であり、冬季には豪雪に伴い-15°Cにも低下し、建物の暖房エネルギー需要が旺盛である。

日照時間は年間1,566時間で、東京などと比して約450時間少ない。ここ数年、温暖化の影響で気温も日射量も増加傾向にあるものの、太陽光発電に際しては日照時間のほか、豪雪を考慮する必要があり、これまでは経済性に優れず設置可能な場所が限定されていた。しかし、豪雪対応の太陽光発電が市場で販売されるようになり、普及のフェーズに入っている。

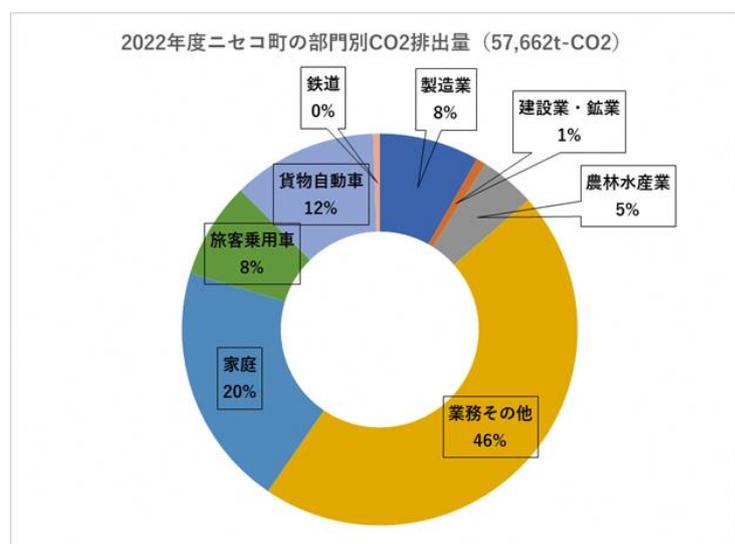


再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）による評価、本町におけるこれまでの各種の検討結果から、大型の風力発電（ウィンドパーク）、大型の太陽光発電（野立てのメガソーラー）などの大規模な再エネ推進は困難な状況ではあるものの、短・中期的に、自家消費を主たる目的とした小中規模の屋根乗せ型の太陽光発電の導入については、ポテンシャルが大きくある。

本町はCO2排出量の基準を2015年度の58.4千t-CO2とし、2030年度までに50%削減（中期目標）、2050年度までに脱炭素（長期目標）を目標にしている。

本町のCO2排出量は、ホテルやオフィス、公共等の業務その他で46%、家庭で20%と、建物由来が全体の66%を占め、交通における排出が10%、その他の排出が14%である。

それゆえアクションプランでは、2050年の時点で町内のほぼ全ての建物が高断熱・高気密化され、そもそもの熱と電力の需要が極限まで低減されていること、それでも必要なエネルギーは自家消費型の太陽光発電で可能な限り供給することを最も優先順位の高いインフラとして定義している。



図表

2022 年度ニセコ町の部門別 CO2 排出量

### 地域課題とその対処

○CO2 排出量の約7割を占める建物

- ・家庭・業務その他部門のCO2が排出量の大部分を占めており、建物由来のCO2削減に取り組むことが喫緊の課題である。
- ・豪雪・寒冷地帯であるものの住宅性能の高い建設が進んでおらず、灯油を主とした暖房コストが域外に流出する「漏れバケツ」のような状況が続いている。
- ・また、移住者や企業進出の流入が多く、CO2の将来推計BAUでは2030～35年頃までをピークに微増が見込まれている。

→それゆえ、早急に超高断熱高気密（断熱等級6～7）の住宅整備（個人、簡易宿泊所事業者）、およびBEIで0.8を大幅に下回る非住宅の建物整備（宿泊事業者）を行うことが最優先事項となる。

→上述した建物を「ニセコスタンダード基準」と定義し、新築の際はその性能の導入を建築主が検討しなければならない義務、検討した結果を役場に届け出る義務を課した「気候変動対策条例」の策定を進めている（令和6年12月議会にて審議予定）。

→この条例の趣旨に添うようなニセコスタンダード基準について、共用開始済みの新役場庁舎、現在実施設計策定中の新消防庁舎、基本設計策定済みのニセコビュープラザ道の駅、基本計画策定中のニセコ高校寮の各計画には反映済み。公共が模範を示すことで、リゾートエリアの宿泊事業者への波及効果を目指す。

→この条例（規制）と両輪となる優遇措置である補助制度については、補助項目、内容と補助要項の素案まで作成済み。一部で必要となる協調補助については3月議会に予算を提出し、議決された。

○限られた再エネ選択肢

- ・本町における再エネ賦存量については、REPOS 調査および自然保護、景観条例等を考慮すると、建物の屋根、屋上、壁面への太陽光発電が約 36MW と最大のポテンシャルがある。
- ・町内3か所の中規模の水力発電は域外事業者により設置済みであり、残りのポテンシャルは大きくない。他、風力、バイオマス、地熱発電のポテンシャルもそれほど高くない。
- ・本町において過去に太陽光発電が普及しなかった最大の理由は、積雪荷重が 2.3m にもなる豪雪地帯であることで、豪雪に適応した太陽光の技術的、費用的なブレイクスルーが待たれていた。

→自家消費を主たる目的とした小～中規模の屋根／屋上設置の太陽光発電については、メーカーの開発が進み、豪雪対応モデルが 2023 年 8 月から市販されるようになった。これにより、普及促進のフェーズに入った。

→豪雪対応モデルは 2023 年 11 月完成の SDGs モデル街区【ニセコミライ】におけるソーラーカーポート（38kW）として設置済み。この事例はすでに広く宿泊事業者や町民に紹介されており、準備している補助制度が開始され次第、その制度の告知と紹介を民間に委託する前提の予算措置を 3 月議会に提出し、可決されたところである。

→これらの取り組みによって自家消費型の太陽光発電の急速な普及を狙う

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定状況等		
	状況	改定時期
事務 事業編	改正温対法に基づく改定済	
	○ 改定中	令和6年3月改定
<a href="https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/905/25154/5jimujigyoushou.pdf">https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/905/25154/5jimujigyoushou.pdf</a>		
区域 施策編	改正温対法に基づく策定・改定済	
	○ 策定・改定中	令和6年3月策定 (脱炭素アクションプラン)
<a href="https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/905/49614/AP.pdf">https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/905/49614/AP.pdf</a>		

【事務事業編】

第5次ニセコ町地球温暖化対策実行計画（令和6年3月末改定）

計画期間：令和6年～令和10年

削減目標：CO2排出量を2030年度までに2015年度比50%削減

（政府目標の2013年度比46%削減を上回る目標）

※当町に2013年度の連続性のある統計がないため、2015年度を基準としている

- 取組概要：①公共施設を計画的に持続可能にしていく（ニセコスタンダード建築への移行）  
②移動手段の低炭素化を促す（公用車の太陽光発電で充電するEV・PHEVの整備）  
③公共施設への自家消費型の太陽光発電の最大限の設置  
④環境価値が含まれた町内の電力調達（町内水力発電所から購入）  
などに取り組むことで、CO2排出量の半減を目指す。

改定スケジュール：令和6年3月末改定

個別措置	取組・目標
太陽光発電設備を設置	太陽光発電設備を設置可能な町保有の建築物50%以上に設置
公共施設の省エネルギー対策の徹底	今後の新築はBEIで0.8を大幅に下回ることを目標とし、高断熱高气密を進める。自家消費型の太陽光発電および蓄電池を設置する。エネルギー消費量と発電量、蓄電池容量のモニタリングを行い、省エネの最適化を図るため、EMSを導入する。
電動車の導入	2030年までに公用車の買い替えのタイミングに合わせ、随時EV、PHEVへの転換を促進する。
LED照明の導入	2030年までにほぼすべての公共施設にLED照明を導入する。
再エネ電力調達の推進	高圧電力利用の公共施設に対して、町内尻別川の水力発電所（王子製紙）にて発電されている再生可能エネルギーの環境価値の証書である非化石証書の一部購入（今後使用電力の100%分購入を検討）することにより、再生可能エネルギー電力利用を推進する。

【区域施策編】

ニセコ町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

計画期間：平成23年策定（現行計画）

削減目標：CO2排出量を2030年度までに1990年度比53%削減

（家庭：46%削減、業務その他：58%削減）

## ニセコ町脱炭素アクションプラン

計画期間：令和6年度から令和15年度まで

削減目標：CO2 排出量を 2030 年度までに 2015 年度比 50%削減（全部門それぞれ▲50%）

改定スケジュール：令和6年3月策定

※ニセコ町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を常時ブラッシュアップし、時代背景の推移に沿うように補完するものとして、「ニセコ町脱炭素アクションプラン」を策定し、2030 年度までに 2015 年度比 50%の CO2 排出量削減目標を定め、2050 年度までに脱炭素を実現するために 2024 年～2033 年までの 10 年間で取り組む具体的なアクションプランとしており、現行計画である地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を補完するものとして位置付けている。

### <各部門における削減取組について>

部門	取組・目標
家庭部門	気候変動対策条例の制定と助成制度の構築。新築時におけるニセコスタンダード基準の建物の促進。公営住宅の断熱改修と新築時のニセコスタンダード基準への適合。既存建物の省エネ改修の促進と省エネ表示制度の活用。住宅設備・家電の省エネの促進。
業務その他部門	公共施設の新築における躯体性能の強化と省エネ化（ニセコスタンダード基準の適用）。施設へのエネ消費量計測器設置とエネルギーマネジメント EMS の導入。事業活動の低炭素化を促進する事業者認定および環境宿泊税の導入（認定を受けた宿泊事業者に対して、宿泊税の一部を財源とした省エネ改修の補助を行うことで、宿泊施設における建物の省エネを推進）。
産業部門	環境配慮型農業の促進。森林等による CO2 吸収の促進（森林整備、都市緑地における計画的な植樹の検討）。農業・林業・建設業の特殊作業車両の EV 化。
運輸部門	移動距離の短い街区の形成。移動・輸送の共同化（EV カーシェアの普及）。乗用車・バスの EV 化。

### (3) 地方公共団体実行計画における位置付け

令和6年3月末策定の「ニセコ町脱炭素アクションプラン」において、CO2 排出量を 2030 年度までに 2015 年度比 50%削減を達成するために必要な CO2 削減量が 31,231t-CO2 と算出している。本事業の効果として、2,122t-CO2/年の CO2 削減量を想定しており、CO2 削減目標に対して約 7%の削減効果があると考えられる。

## 2. 重点対策加速化事業の取組

### (1) 事業の規模・内容・効率性

規模・内容・効率性	
①温室効果ガス排出量の削減目標 (トン-CO2 削減/年)	2,122t-CO2/年
②再生可能エネルギー導入目標 (kW)	2,585kW
(内訳)	
・太陽光発電設備	2,585kW
・風力発電設備	
・中小水力発電設備	
・バイオマス発電設備	
③事業費 (千円) (うち交付対象事業費)	2,595,380 千円 (1,577,910 千円)
④交付限度額 (千円)	879,976 千円
(内訳)	
直接事業	206,580 千円
間接事業	592,916 千円
⑤交付金の費用効率性 (千円/トン-CO2) (交付対象事業費を累積の温室効果ガス排出量の削減目標で除す)	28.8 千円/t-CO2

### <申請事業>

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和6年度	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業(個人設置分)	7件	49kW	3,430千円
	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業(民間事業者設置分)	3件	99kW	4,950千円
	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業(個人設置分)	7件	70kWh	3,290千円
	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業(民間事業者設置分)	3件	180kWh	8,460千円

	エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（個人設置分）	7件		4,666千円
	エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（民間事業者設置分）	3件		6,000千円
令和7年度	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業（個人設置分）	15件	105kW	7,350千円
	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業（民間事業者設置分）	6件	198kW	9,900千円
	公共施設への豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入事業	3件	90kW	27,000千円
令和7年	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業（個人設置分）	15件	150kWh	7,050千円
	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業（民間事業者設置分）	6件	360kWh	16,920千円
	公共施設への寒冷地対応蓄電池導入事業	3件	120kWh	12,800千円
	エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（個人設置分）	15件		10,000千円
	エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（民間事業者設置分）	6件		12,000千円
	公共施設へのエネルギーマネジメントシステム導入事業	3件		16,000千円
令和8年度	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業（個人設置分）	15件	105kW	7,350千円
	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業（民間事業者設置分）	6件	198kW	9,900千円
	公共施設への豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入事業	3件	97kW	29,100千円
	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業（個人設置分）	15件	150kWh	7,050千円
	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業（民間事業者設置分）	6件	360kWh	16,920千円
	公共施設への寒冷地対応蓄電池導入事業	3件	120kWh	12,800千円
	エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（個人設置分）	15件		10,000千円
エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（民間事業者設置分）	6件		12,000千円	

	公共施設へのエネルギーマネジメントシステム導入事業	3件		12,000千円
令和9年度	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業（個人設置分）	30件	210kW	14,700千円
	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業（民間事業者設置分）	8件	264kW	13,200千円
	公共施設への豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入事業	3件	98kW	29,400千円
	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業（個人設置分）	30件	300kWh	14,100千円
	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業（民間事業者設置分）	8件	480kWh	22,560千円
	公共施設への寒冷地対応蓄電池導入事業	3件	135kWh	14,400千円
	エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（個人設置分）	30件		20,000千円
令和9年度	エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（民間事業者設置分）	8件		16,000千円
	公共施設へのエネルギーマネジメントシステム導入事業	3件		10,000千円
令和10年度	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業（個人設置分）	30件	210kW	14,700千円
	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業（民間事業者設置分）	8件	264kW	13,200千円
	公共施設への豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入事業	3件	62kW	18,600千円
	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業（個人設置分）	30件	300kWh	14,100千円
	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業（民間事業者設置分）	8件	480kWh	22,560千円
	公共施設への寒冷地対応蓄電池導入事業	3件	75kWh	8,000千円
	エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（個人設置分）	30件		20,000千円
	エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（民間事業者設置分）	8件		16,000千円
	公共施設へのエネルギーマネジメントシステム導入事業	3件		10,000千円

令和 11 年度	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業（個人設置分）	30 件	210kW	14,700 千円
	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業（民間事業者設置分）	8 件	264kW	13,200 千円
	公共施設への豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入事業	3 件	62kW	18,600 千円
	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業（個人設置分）	30 件	300kWh	14,100 千円
	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業（民間事業者設置分）	8 件	480kWh	22,560 千円
	公共施設への寒冷地対応蓄電池導入事業	3 件	90kWh	9,600 千円
	エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（個人設置分）	12 件		8,000 千円
	エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（民間事業者設置分）	2 件		4,000 千円
	公共施設へのエネルギーマネジメントシステム導入事業	3 件		10,000 千円
合計	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業（個人設置分）	127 件	889kW	62,230 千円
	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進補助事業（民間事業者設置分）	39 件	1,287kW	64,350 千円
合計	公共施設への豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入事業	15 件	409 kW	122,700 千円
	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業（個人設置分）	127 件	1,270kWh	59,690 千円
	寒冷地対応蓄電池導入促進補助事業（民間事業者設置分）	39 件	2,340kWh	109,980 千円
	公共施設への寒冷地対応蓄電池導入事業	15 件	540kWh	57,600 千円
	エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（個人設置分）	109 件		72,666 千円
	エネルギーマネジメントシステム導入促進補助事業（民間事業者設置分）	33 件		66,000 千円
	公共施設へのエネルギーマネジメントシステム導入事業	15 件		58,000 千円

ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導		実施する	
年度	事業概要	事業量 (数量)	交付限度額 (千円)
令和 8 年度	公共施設への高効率照明設備導入事業 (2 カ所)	676 台	15,000 千円
令和 9 年度	公共施設への高効率照明設備導入事業 (2 カ所)	250 台	9,750 千円
	寒冷地エアコン入れ替え促進補助事業 (民間事業者設置分)	2 件	10,000 千円
令和 10 年度	公共施設への高効率照明設備導入事業 (2 カ所)	297 台	8,300 千円
	寒冷地エアコン入れ替え促進補助事業 (民間事業者設置分)	4 件	20,000 千円
令和 11 年度	公共施設への高効率照明設備導入事業 (1 カ所)	223 台	3,710 千円
	寒冷地エアコン入れ替え促進補助事業 (民間事業者設置分)	6 件	30,000 千円
合計	公共施設への高効率照明設備導入事業	1,446 台	36,760 千円
	寒冷地エアコン入れ替え促進補助事業 (民間事業者設置分)	12 件	60,000 千円

エ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上		実施する	
年度	事業概要	事業量 (数量)	交付限度額 (千円)
令和 6 年度	ZEH+住宅整備への補助事業	5 戸	5,000 千円
	寒冷地エアコン入れ替え促進補助事業 (個人設置分)	5 件	2,000 千円
	高効率給湯機器 (エコキュート) へ入れ替え促進補助事業 (個人設置分)	5 件	2,000 千円

令和7年度	ZEH+住宅整備への補助事業	5戸	5,000 千円
	寒冷地エアコン入れ替え促進補助事業（個人設置分）	10件	4,000 千円
	高効率給湯機器（エコキュート）へ入れ替え促進補助事業（個人設置分）	10件	4,000 千円
令和8年度	ZEH+住宅整備への補助事業	10戸	10,000 千円
	寒冷地エアコン入れ替え促進補助事業（個人設置分）	15件	6,000 千円
	高効率給湯機器（エコキュート）へ入れ替え促進補助事業（個人設置分）	15件	6,000 千円
令和9年度	ZEH+住宅整備への補助事業	20戸	20,000 千円
	寒冷地エアコン入れ替え促進補助事業（個人設置分）	20件	8,000 千円
	高効率給湯機器（エコキュート）へ入れ替え促進補助事業（個人設置分）	20件	8,000 千円
令和10年度	ZEH+住宅整備への補助事業	20戸	20,000 千円
	寒冷地エアコン入れ替え促進補助事業（個人設置分）	20件	8,000千 円
	高効率給湯機器（エコキュート）へ入れ替え促進補助事業（個人設置分）	20件	8,000千 円
令和11年度	ZEH+住宅整備への補助事業	20戸	20,000 千円
	寒冷地エアコン入れ替え促進補助事業（個人設置分）	20件	8,000千 円
	高効率給湯機器（エコキュート）へ入れ替え促進補助事業（個人設置分）	20件	8,000千 円
合計	ZEH+住宅整備への補助事業	80戸	80,000 千円
合計	寒冷地エアコン入れ替え促進補助事業（個人	90件	36,000

	設置分)		千円
	高効率給湯機器（エコキュート）へ入れ替え促進補助事業（個人設置分）	90 件	36,000 千円

オ ゼロカーボン・ドライブ		実施する	
年度	事業概要	事業量（数量）	交付限度額 （千円）
令和9年度	EVカーシェア導入促進補助事業	1台	1,000 千円
令和10年度	EVカーシェア導入促進補助事業	2台	2,000 千円
令和11年度	EVカーシェア導入促進補助事業	3台	3,000 千円
合計	EVカーシェア導入促進補助事業	6台	6,000 千円

＜国の交付率等より低い交付率等で実施する場合、協調補助を実施する場合＞

事業番号	事業概要	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2で計算された交付限度額（千円）	地方公共団体から間接事業者への補助額	
			交付限度額（千円）	協調補助額（千円）
139510005	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進に向けた補助を町単費にて上乗せ補助	62,230千円	62,230千円	18,130千円
		事業量（数量）		
		個人 127件 889kW	個人 127件 889kW	

事業番号	事業概要	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2で計算された交付限度額（千円）	地方公共団体から間接事業者への補助額	
			交付限度額（千円）	協調補助額（千円）
139510006	豪雪対応自家消費太陽光発電システム導入促進に向けた補助を町単費にて上乗せ補助	64,350千円	64,350千円	24,750千円
		事業量（数量）		
		民間 39件、1,287kW	民間 39件、1,287kW	

事業番号	事業概要	地域脱炭素移行・再生エネルギー推進交付金 実施要領 別紙2で計算された交付限度額（千円）	地方公共団体から間接事業者への補助額	
			交付限度額（千円）	協調補助額（千円）
139510011	Ua 値 0.28W/m <sup>2</sup> K 以下の二セコスタンダード住宅促進への補助を町単費で上乗せ補助	80,000 千円	80,000 千円	10,000 千円
		事業量（数量）		
		80 戸	80 戸	

## （2）事業実施における創意工夫

本計画により実施する重点対策加速化事業について、その実行をスムーズに行うために、以下のような事前準備を行った：

1. ニセコ町脱炭素アクションプランの取り組み「1-4 住宅／非住宅の新築」において、ZEH+に準拠する住宅性能を二セコスタンダード基準（住宅 Ua 値 0.28W/m<sup>2</sup>K 以下）と定義し、新築を計画する建築主に、その性能基準を満たすことを検討する義務、および検討結果を届け出す義務を課した「ニセコ町気候変動対策条例（案）」を作成し、議会で審議予定（令和6年12月）。この条例については広く町民、町内事業者に告知する予定で、建物の高性能化についての町の考えを伝えることで、補助制度の活用を推進する。その補助については重点対策加速化事業を財源とした間接補助制度を構築予定としている（補助は当面は住宅を優先）。それにより、数年内に新築住宅のほとんどが二セコスタンダード建築になることを目指している。
2. 「ニセコ町気候変動対策条例（案）」では、再生可能エネルギーの設置についても、導入の検討義務を課しており、とりわけ自家消費型の太陽光発電を念頭に建築主に検討いただくことにしている（検討結果の届け出義務もあり）。
3. 本町における市場環境を調査・分析した上で、ここ2～3年間は、重点対策加速化事業の補助要項にある間接補助の金額のみでは、①寒冷地対応の ZEH+、②豪雪地帯対応の自家消費型太陽光発電が十分に普及されない懸念があったため、市場調査に基づいて上乗せ補助とし、町単費で協調補助を実施することを決め、初年度となる令和6年度予算に既に計上している。  
それにより、①寒冷地対応の ZEH+、②豪雪地帯対応の自家消費型太陽光発電を大々的に普及させ、一般化を図る。
4. 重点対策加速化事業の補助要項を精査し、本町で必要となる対策項目を選定、これらが採択後、スムーズに実施できるよう、ニセコ町脱炭素補助制度の要項（素案）を作成済みである。
5. 令和5年度には本町と公民連携のまちづくり会社でコンソーシアムを組み、豪雪対応の太陽光発電システム（38kW）を先行導入した（SDGsモデル街区【ニセコミライ】整備事業におけるソーラーカーポート）。令和5年11月には、役場職員、および町内の宿泊事業者や町民に向けた導入事例のセミナーを実施し、普及に向けた周知と啓発を先行して行っている。
6. デジ田や企業版ふるさと納税などの財源を活用して、SDGs街区においてEVカーシェアの実証実験を実施中。ここで得られたノウハウをもとに、重点対策加速化事業期間の後半には、EVカーシェアの導入推進を行っていく予定。

最後に、公共施設における自家消費型の太陽光発電の導入をスムーズに行うために、令和5年度には別財源を活用して、公共施設における太陽光発電設置の調査を実施し、基本計画を策定している。その結果を今回の重点対策加速化事業の事業計画に反映させている。

(3) 地域課題の解決・地域特性の活用

地域課題	
地域課題の概要	豪雪寒冷地域という厳しい環境下での再エネ導入
<p>冬の寒さが厳しいニセコ町では、とりわけ灯油・A重油の消費量が多く、エネルギー価格の高騰によって、例えば、公共施設での光熱費の負担は年間1.2億円を超えるようになった。リゾートエリアのホテルや町内の家庭においても、経済的に厳しい状況が続いている。</p> <p>化石燃料の消費のためのお金は、その大部分が域外に流出しており、地域経済循環の活性化を阻害している。そのため経済面だけ見ても、燃料価格の上昇スピード以上に迅速に、省エネと再エネの普及をしてゆく必要がある。</p>	
地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入	
<p>再エネ導入にどちらかと言えば適さない地域特性を抱える中で、自家消費を主たる目的とした小～中規模の屋根／屋上設置の太陽光発電メーカーの開発が進み、豪雪対応モデルが2023年8月から市販されるようになったことで、本町には小～中規模の数多くの建築物が立地されており、町内への普及促進のフェーズに入っている</p>	
重点対策加速化事業の取組による地域課題解決について	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 昨年、積雪荷重2.3mに対応する豪雪対応の太陽光発電が市場で販売されるようになったことで、これまで導入を躊躇っていた町民や町内事業者も太陽光発電設備の導入を検討しやすくなった。しかし、豪雪対応のために一般的な太陽光発電よりも高額になってしまうため、有効な補助制度（協調補助あり）により、導入促進を行う。</li> <li>2. 町内の暖房・給湯設備は、ほぼすべて灯油（一部A重油）に依存している。これを太陽光発電の導入と併せて、電化（高効率ヒートポンプ）することで、大幅な省エネを促進できる。しかし、この設備入れ替えの導入においては、寒冷地対応の暖房能力重視のエアコンの採用、エコキュートへの交換の際には、どちらも高額であるため、間接補助を与えることで、化石燃料依存から脱却するスピードを上昇させることを目指す。</li> <li>3. 町内に近年建設されている住宅の断熱性能はUa値で0.44W/m<sup>2</sup>Kであり（調査済み）、これをエアコン暖冷房で快適に過ごせるUa値で0.28W/m<sup>2</sup>Kにするためには大きな追加コストがかかる。そのため、ZEH+に準拠したニセコスタンダード基準での住宅建築を補助制度（協調補助あり）によって進めることで、省エネを促進する。</li> </ol>	

(4) 事業実施による波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）

波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）	
波及効果①	住宅・建築物の省エネ性能の向上
	当町はZEH+に準拠するニセコスタンダード基準の省エネ建築の新築、および省エネ改修を柱として脱炭素化を掲げ、熱心に取り組んでいる。この取り組みが素早く実現すれば、全国どの地域でも同様の手法による脱炭素化の実現が可能となる。
波及効果②	豪雪地域での太陽光発電の導入

	<p>最近市販されたばかりの豪雪対応の太陽光発電を、ニセコエリア（後志管内）で大量に導入できれば、そのモデル性は高く、同様の雪国地域でも太陽光発電の普及展開を目指していく。普及展開に向けては、ニセコ町内の公共施設への豪雪対応型太陽光発電の設置について町のホームページへ掲載することや、町役場における発電状況をサイトから閲覧できるようにすることを検討しており、ニセコ町内の公共施設やSDGsモデル街区【ニセコミライ】への豪雪対応太陽光発電の導入によるモデルケースを町民が認識することで豪雪対応の太陽光発電導入イメージを持ってもらう。</p> <p>間接補助金を活用して導入コストを削減することで効果は分かっているにもかかわらず導入を躊躇している町民や事業者の導入を後押しして広がり、少しずつでも豪雪対応の太陽光発電が普及してくると導入のハードルが下がっていくことが見込まれる。</p>
波及効果③	<p>視察先としてモデル性ある省エネ建築の実現</p> <p>本町のこれまでの積極的な脱炭素化の取り組みにより蓄積されたノウハウと、今回の事業を通じて、様々な脱炭素に資する建物を実現する。これまでに実現した高断熱高気密の新庁舎やSDGsモデル街区【ニセコミライ】における建物は、先進事例としてすでに全国から視察が押し寄せているように、将来も視察事例として全国の建築関係者にこのノウハウは広く波及することが見込まれる。</p>

(5) 推進体制

①地方公共団体内部の執行体制及び推進体制の構築

【推進体制】

脱炭素を目指す強度ある取り組みを加速度的に進めていくためにも、各課が独自に取組を進めるのみならず、ニセコ町役場が一丸となり、情報共有、連絡・相談を密に行う必要がある。

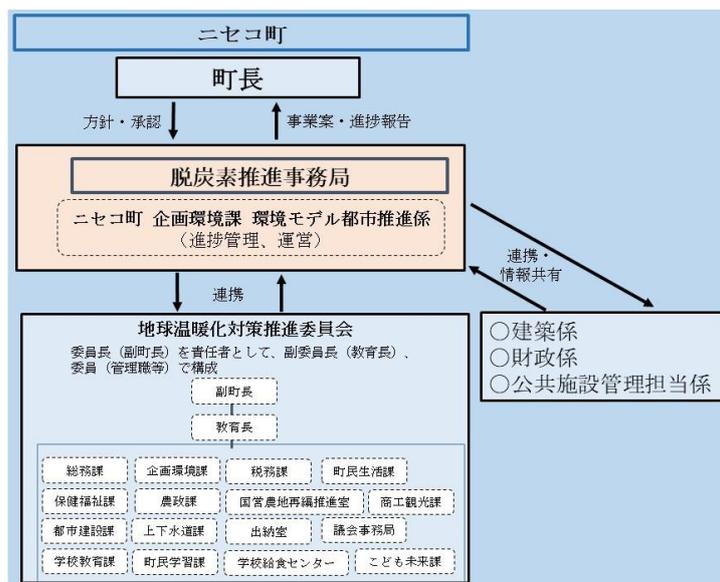
必要に応じ、既存の組織の枠組みを超えた柔軟な推進体制も整備する。

【現在】

重点対策加速化事業の取組を主体となって推進している部署：企画環境課環境モデル都市推進係（人数2名、うち専従者0名）

【採択後（予定）】

再エネ・省エネを推進するニセコスタンダード補助金の事務局として、一部を外部委託することで普及促進、コールセンター窓口としての業務を通年で継続する。

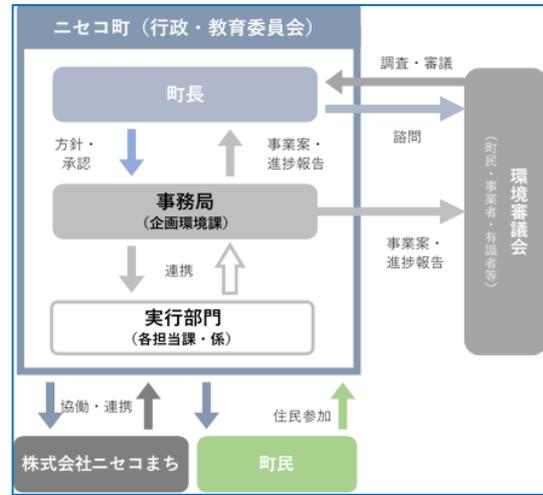


②地方公共団体外部との脱炭素に関する産学官金との連携組織・体制の構築

【連携体制】

ニセコ町まちづくり基本条例において、情報共有と住民参加をまちづくりの基盤と位置付けている。連携する外部団体はもちろん、環境審議会、まちづくり懇談会やテーマを設定した勉強会など、本事業の取組の実行に際しても、情報共有と住民参加という2つの柱を中心に据えて、本事業の実行・改善・普及促進を行なう。

また、ニセコ町が最大株主である公民連携のまちづくり会社、株式会社ニセコまちにおいて、令和5年度に豪雪地帯での太陽光発電設備自家消費モデルの導入を行い、効果検証をしている。また、地元事業者への省エネ診断を承っており、設備改修や建物断熱のアドバイスを行っている。なお、北海道電力株式会社と株式会社ニセコまちは包括連携協定を締結し、電力自由化の研究を進めており、その研究結果等について情報提供を受け、本町における電気使用の効率化に向けた協議が進むように協力していく予定である。



連携事業者名	株式会社ニセコまち				
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雪地帯での太陽光発電設備自家消費モデルの先行導入による効果の実証、効果検証</li> <li>・地元事業者への省エネ診断および建物断熱の相談窓口</li> </ul>				
当該事業者のこれまでの取組	ニセコ町が最大株主である公民連携のまちづくり会社であり、令和5年度に豪雪地帯での太陽光発電設備自家消費モデルの導入を行い、効果検証をしている。また、地元事業者への省エネ診断を承っており、設備改修や建物断熱のアドバイスを行っている。なお、北海道電力株式会社と株式会社ニセコまちは包括連携協定を締結し、電力自由化の研究を進めている。				
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施
合意形成状況に関する補足					

### 3. その他

#### (1) 独自の取組

##### ○「ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例（令和4年施行）」

脱炭素化の推進にあたっては環境への配慮はもちろん、景観と調和しながら脱炭素を目指すという前提条件であり、これにより、豊かな自然環境を守りつつ、不用意な乱開発を防ぎながら町の発展を目指すことが認識共有されている。

##### ○「ニセコ町気候変動対策条例（案）」

建築物を新築しようとする建築主に対し、建物のエネルギー性能に関する評価を行い、環境への負荷の低減を図るための措置を検討し、その結果の届出を義務付けることとする。また、建築主に対し、再生可能エネルギー設備の導入について検討し、その結果の届出も義務付ける。

ニセコ町の地域課題に対し、早急に超高断熱高気密（断熱等級6～7）の住宅整備（個人、簡易宿泊所事業者）、およびBEIで0.8を大幅に下回る非住宅の建物整備（宿泊事業者）を行うことが最優先の取り組みとなる中で、「ニセコスタンダード基準」と定義し、新築の際はその性能の導入を建築主が検討しなければならない義務、検討した結果を役場に届け出る義務を課した「気候変動対策条例」の策定を進めている（令和6年6月議会にて審議予定）。この条例の趣旨に添うようなニセコスタンダード基準について、共用開始済みの新役場庁舎、現在実施設計策定中の新消防庁舎、基本設計策定済みのニセコビュープラザ道の駅、基本計画策定中のニセコ高校寮の各計画には反映済み。公共が模範を示すことで、リゾートエリアの宿泊事業者への波及効果を目指す。

また、温室効果ガスの排出量の推計を今後継続して実施するため、電気、ガス、石油などのエネルギーの供給を行っている事業者に対し、町内に供給するエネルギーに関する情報の提供を求めることができる旨も条例に規定することとしている。

「ニセコ環境負荷低減モデル集合住宅整備促進事業」、「ニセコ町住宅省エネルギー改修促進補助金」という補助制度を既に策定しており、町内の民間賃貸住宅の性能向上を図ること、また環境負荷低減を目的とした住宅の省エネ改修工事に対する補助を行うこととしている。

	令和5年度単独補助事業	令和6年度単独補助事業	備考
取組概要	<p><b>①ニセコ環境負荷低減モデル集合住宅整備促進事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：町内に民間賃貸住宅を建設する個人又は法人</li> <li>・補助率：対象経費の20%、上限150万円/戸</li> </ul> <p>※町外施工事業者の場合は補助額の80%</p> <p><b>②ニセコ町住宅省エネルギー改修促進補助金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：自らが所有する住宅の省エネルギー改</li> </ul>	<p><b>①ニセコ環境負荷低減モデル集合住宅整備促進事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：町内に民間賃貸住宅を建設する個人又は法人</li> <li>・補助率：対象経費の20%、上限150万円/戸</li> </ul> <p>※町外施工事業者の場合は補助額の80%</p> <p><b>②ニセコ町住宅省エネルギー改修促進補助金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：自らが所有する住宅の省エネルギー改</li> </ul>	<p>既に都市建設課にて、集合住宅整備に向けた補助金、既存住宅の改修補助金の制度があったため、重点対策加速化事業ではそれ以外の高性能新築住宅と再生可能エネルギー設備導入への補助制度を策定し、幅広い範囲での断熱性能が高い住宅や再生可能エネルギー導入の普及促進を進めていく仕組みを町として進めていく。</p>

	<p>修を施工される者で、その住宅に住所を有し、居住している者。</p> <p>・補助交付率：補助対象工事に要する費用の額と、別に定める標準的な工事費用を比較し、いずれか少ない金額の20%（上限30万円）</p>	<p>修を施工される者で、その住宅に住所を有し、居住している者。</p> <p>・補助交付率：補助対象工事に要する費用の額と、別に定める標準的な工事費用を比較し、いずれか少ない金額の20%（上限30万円）</p>	
予算額	<p>①18,000,000円 (2,500,000円×4戸+800,000円×10戸)</p> <p>②1,000,000 (500,000円×2件)</p>	<p>①18,000,000円 (2,500,000円×4戸+800,000円×10戸)</p> <p>②1,000,000 (500,000円×2件)</p>	3月議会に提案していた一般会計案が令和6年3月15日の本会議で議決済み
実績・予定件数	<p>①4戸</p> <p>②20件（令和2年度2件、令和3年度1件）</p>	<p>①14戸</p> <p>②2件</p>	

(2) 施策間連携

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】

・タイトル	ニセコ町再生可能エネルギー設備導入に向けた調査・実施設計事業
・取組内容	<p>本町は環境基本計画や各種ビジョンを通じて再生可能エネルギー導入に向けた調査・検討を行ってきた。地域の持つ再生可能エネルギーポテンシャル等は明らかになったが、再生可能エネルギー設備導入をより一層進めていくことが今後の課題である中で、太陽光発電設備の導入に向け、設置容量が大きい役場庁舎他への実施設計を完了させ、次年度以降に着実に再エネ設備導入を実施していくために本事業を実施予定である。</p> <p>また、垂直太陽光発電設備については、多雪地域における導入を進めるために、導入を想定している施設への設置容量、パネルレイアウト、工事等を算出し、実施設計を行うことで次年度以降の導入へつなげる。</p>
・関係府省庁の事業名	令和6年度第1回エネルギー構造高度化・転換理解促進事業
・事業概要	原子力発電施設が立地する自治体等が実施する、エネルギー構造の高度化等に向けた地域住民等の理解促進に資する事業を支援することにより、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とし、再生可能エネルギーを活用した地域振興等の取組を通じてエネルギー構造の高度化等に係る地域における理解の促進を図る事業に要する経費についての補助事業である。
・所管府省庁名	経済産業省
・活用予定事業費	9,298,313円

【取組概要】

重点対策加速化事業において公共施設への直接補助として太陽光発電設備導入を先行して行くにあたり、太陽光発電設備導入前の実施設計を本事業で完了させることで、その翌年度以降に太陽光発電設備導入をスムーズに進めることが可能となる。さらに、豪雪寒冷地での導入実績がまだあまりない垂直型の太陽光発電設備を本町でも導入していくための実証をすることで、次年度以降の導入を促進していくことが可能となる。

(3) 財政力指数

財政力指数		
令和4年度	市財政力指数	0.301

(4) 地域特例

地域特例

沖縄県	離島地域	奄美諸島	豪雪地域	山村地域	半島地域	過疎地域
			○			○

対象事業： 豪雪地域による公共施設への太陽光発電設備導入